

## 工事内容確認チェックシート(竣工)(省エネルギー性(一次エネルギー消費量等級))

私は、竣工現場検査の申請に当たり、次表の基準について適合していることを確認しました。

申請物件は、住宅品質確保法第3条第1項の規定に基づく評価方法基準の第5の5-2に定める一次エネルギー消費量等級の等級

(※)に該当しています。

(※ フラット35S(優良な住宅基準(省エネルギー性))は等級4又は5、フラット35S(特に優良な住宅基準(省エネルギー性))は等級5の基準に適合する必要があります。)

基準の概要	確認項目		確認内容	現場確認欄	備考
				<input checked="" type="checkbox"/>	
一次評価方法基準の第5の5-2に定める等級4又は等級5に適合していること。	躯体性能等	断熱材等の種類	断熱材等の種類及び厚さが所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>	
		断熱材の保管・養生	(繊維系断熱材の場合) 断熱材を濡らさないような措置がされていること。	<input type="checkbox"/>	
		屋根又は天井の断熱	必要な部位にすき間なく施工されていること。	<input type="checkbox"/>	
		壁の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。	<input type="checkbox"/>	
		床の断熱構造	必要な部位にすき間なく施工されていること。	<input type="checkbox"/>	
	開口部の断熱性能	窓等の仕様	建具の材質・形状及びガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>	
		ドアの仕様	ドアの材質・形状及びガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>	
	開口部の日射遮蔽措置	ひさし・軒等の状態	ひさし・軒等の形状・寸法等が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>	
		付属部材の設置状態	付属部材が所定のとおり設置されていること。	<input type="checkbox"/>	
		窓・ドアの仕様	ドアの材質・形状、ガラスの種類・構成が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>	
	躯体、開口部における省エネ措置	通風の利用	(省エネ効果を考慮する場合) 通風の利用に係る開口部の面積及び配置が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>	
		蓄熱の利用	(省エネ効果を考慮する場合) 蓄熱の利用に係る材料の種類、厚さ及び寸法が所定のとおり施工されていること。	<input type="checkbox"/>	
	設備機器の設置状況	暖冷房設備	暖房設備、冷房設備、付属設備等の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>	
		換気設備	換気設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>	
		給湯設備	給湯設備、配管等の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>	
		照明設備	照明設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>	
		エネルギー効率化設備	(省エネ効果を考慮する場合) エネルギー利用効率化設備の仕様及び設置状況が所定のとおりであること。	<input type="checkbox"/>	

注1) 申請者、工事監理者又は工事施工者は、太枠で囲われたところをチェック又は記入してください。

平成27年4月1日